

令和 8 年 7 月 1 日から 江東区は旅館業規制が変わります

～江東区旅館業法施行条例～
～江東区旅館業法施行条例施行規則～

江東区旅館業法施行条例が改正

江東区では、旅館業に関する規制の緩和や観光需要の増加等に伴い、区内宿泊施設の増加により、周辺の生活環境に影響を及ぼす事案が生じている状況を踏まえ、区民の生活環境確保の観点から、新たに「江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例」が公布され、併せて「江東区旅館業法施行条例施行規則」を改正しました。

令和 8 年 7 月 1 日より改正条例及び改正規則が施行されることにより、新規に旅館業施設を開設する際に改正後の基準を満たす必要があります。

また、既存の施設においても追加される責務や遵守事項などが生じます。

江東区旅館業法施行条例 改正の概要（令和 8 年 7 月 1 日施行）

①目的および基本理念の明文化

条例の目的を明確化し、併せて地域の生活環境との調和や地域コミュニティの活性化の視点を加えた基本理念を定めます。

②営業従事者等の勤務体制の整備

営業者の遵守事項として、施設内への常駐を義務化します。

③周辺との調整に関する規定の整備

開設予定の施設が公道に接していない場合、旅館業営業計画に関する説明の対象に、公道に至るまでの土地の所有者または管理者を加えます。

④施設管理体制の整備

営業施設の入り口に、緊急時に通じる連絡先を掲示すること

宿泊者に対し遵守事項及び施設の使用方法を書面により事前説明すること

営業従事者が 24 時間以内に 1 回、施設の管理状況を確認すること等を義務づけます。

⑤他法令の遵守に関する規定の整備

施設の運営にあたり必要な法令の趣旨を理解し、施設の適正な管理に努めることを営業者の遵守事項として規定します。

⑥施設常駐義務違反に対する規定の整備

施設常駐義務の違反者には、措置命令を経たうえで罰則（5 万円以下の過料）が科されると規定します。

江東区内における既存の施設への影響

令和 8 年 7 月 1 日に施行されることで、既存の施設においても追加される責務や遵守事項などが生じます。

追加される主な内容-----

●施設管理体制の整備

■連絡先の掲示 第 9 条の 2 (3)

新設（営業者の遵守事項）

営業施設の入り口には、緊急時に当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させる場所に通じる連絡先を掲示すること。

緊急連絡先は施設名と併せて掲示して下さい。

文字のポイント数： 施設名100pt 以上、緊急連絡先50pt 以上

100pt の大きさ
施設名
50pt の大きさ
連絡先

■宿泊者への説明 第 9 条の 2 (8)

新設（営業者の遵守事項）

宿泊者に対し、関係住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として、次条に定める宿泊者の遵守事項及び営業施設の使用方法を書面等により事前に説明すること。

予約時もしくは宿泊者がチェックインした際に、施設への書面の備え付け、その他適切な方法により、次に掲げる事項を、宿泊者に応じた言語で行ってください。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 1 2 年東京都条例第 2 1 5 号）
第 1 3 3 条の規定の遵守（夜間の静穏保持）

イ 江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成 2 1 年 3 月江東区条例第 9 号）
第 7 条及び第 8 条の規定の遵守（歩行喫煙及びたばこの投げ捨てるの禁止、路上喫煙の禁止）

ウ 営業施設の存する建物の管理規約等で規定している禁止事項の遵守。

■管理状況の確認 第9条の2(9)

新設（営業者の遵守事項）

営業施設内に宿泊者が滞在する間は、少なくとも24時間以内に1回、営業者又は営業従事者が当該営業施設に赴いて当該営業施設の状況及び宿泊者が次条に定める事項を遵守しているかを確認し、遵守していない場合は当該事項を遵守させるとともに、その結果を記録及び保管すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

営業施設に営業従事者が常駐していない場合、営業従事者が施設に赴き、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすことを防止するために定めたものです。

確認する頻度は、24時間以内に1回行うものとします。また、苦情が発生する可能性が高い時間帯（夜間等）に実施することが望ましいです。

確認項目は、施設周辺の清掃、騒音、ごみ、喫煙状況等、点検項目を追加してください。

確認を実施したときは、実施日時、実施した営業従事者の氏名、周辺地域の生活環境への悪影響の有無等を記録し、これを備え付けておくものとします。確認時に問題が発生した場合は、早期の解決を図るとともに、その内容を記録しておく必要があります。

※「規則で定める施設」とは条例第11条第11号に規定する施設を設置し、条例第9条の2第1号で定める勤務体制が確保される場合です。

つまり、常駐のための設備があり、営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務していることをいいます。

●他法令の遵守に関する規定の整備 第9条の2(10)

新設（営業者の遵守事項）

営業施設の運営に当たり必要な法令の趣旨を理解し、営業施設の適正な管理に努めること。

●常駐義務違反に対する規定の整備 第17条

新設（過料）

区長は、前条の規定による命令に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

常駐義務の違反者には、措置命令（第16条）を経たうえで罰則（5万円以下の過料）を科す規定を設けます。

●目的及び基本理念を明文化 第1条、第2条の2

新設（目的）

この条例は、旅館業法（施行に関し必要な事項及び旅館業の業務の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、かつ、区民の安全で安心な生活環境を確保し、もって本区における旅館業の健全な発達及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

新設（基本理念）

旅館業の業務の適正な運営の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 宿泊者に対して良質なサービスを提供すること。
- (2) 宿泊者及び区民にとって安全で安心なものであること。
- (3) 地域の生活環境との調和に考慮すること。
- (4) 地域コミュニティの活性化に寄与すること。

江東区内で新規旅館業計画される場合

令和8年7月1日に施行されることで、**新規に旅館業施設を開設する際に改正後の基準を満たす必要があります。**計画前に条例をよくご確認ください。

追加される主な内容（新規開設時）-----

●営業従事者等の勤務体制

■常駐体制 第9条の2（1）

改正（常駐体制）

営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。

災害時や緊急時のより迅速な対応のため、施設内への常駐を義務化します。

■常駐設備 第11条（11）、（12）

新設（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）の構造設備基準

(11) 営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること

(12) 営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。

「規則で定める施設」とは次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。
- (2) 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。
- (3) 施設内に営業者又は営業従事者が常駐する際に使用するための必要な設備を有すること。

「施設を一体的に管理等」とは、営業施設内が物理的につながり、かつ、営業従事者が常駐する施設から客室等までの動線上は営業施設内であるものとする。また、営業施設と住居その他の施設とは、区画されている必要がある。

※既存施設には従前の規定を適用します。

●周辺との調整に関する規定 第3条、第4条

新設 第3条第1項、第4条第1項中「関係住民」の次に「及び隣接土地所有者等」を加え、第4条第3項中「関係住民」の次に「又は隣接土地所有者等」を加え、「努めること」を「努めなければならない」に改める。

開設予定の旅館・ホテル等が公道に接していない場合、これまで関係住民を対象に行っていた旅館業営業計画に関する説明の対象に、公道に至るまでの土地の所有者又は管理者を加えます。

問合せ先

江東区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話 **03-3647-5862**